

高知市上下水道局建設工事等競争入札心得 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(入札の方法等)</p> <p>第4条 <u>入札参加者</u> は、指定の日時に指定の場所に赴き、入札に参加しなければならない。</p> <p>2 代理人による入札のときは、入札時に委任状 _____ を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ入札書を投かんすることはできない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 入札執行中は、<u>入札参加者</u>間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。</p> <p>4 <u>入札参加者又は入札参加者の代理人</u>は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>(入札の基本的事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 金額以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。 _____</p> <p>5 <u>入札参加者</u>は、いったん投かんされた入札書について、取替え・訂正又は撤回をすることができない。</p> <p>6 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(入札の方法等)</p> <p>第4条 <u>入札参加者又は入札参加者の代理人(以下「入札者」という。)</u>は、指定の日時に指定の場所に赴き、入札に参加しなければならない。</p> <p>2 代理人による入札のときは、入札時に委任状 <u>(入札参加者の押印の省略は不可)</u>を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ入札書を投かんすることはできない。</p> <p>3 <u>入札書の押印を省略する場合は、入札会場で入札者の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付き社員証等(顔写真付きの名刺は不可))を提示し、本人確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。</u></p> <p>4 入札執行中は、<u>入札者</u>間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。</p> <p>5 <u>入札者</u>は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>(入札の基本的事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 金額以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。<u>ただし、押印を省略した場合は、訂正や文字の挿入は行わず、再作成しなければならない。</u></p> <p>5 <u>入札者</u>は、いったん投かんされた入札書について、取替え・訂正又は撤回をすることができない。</p> <p>6 略</p>

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、工事費内訳書の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格又は入札書、工事費内訳書を意図的に開示してはならない。

4 略

(入札の取りやめ等)

第7条 略

(1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき__

(2) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす入札参加者がいないとき__

(3) 入札の辞退等により入札参加者が1者となったとき__

(4) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき__

(5) 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき__

2 郵便による入札においては、入札参加者が1者でもあるときは、入札を行う。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札書を投かんするまでは、入札を辞退することができるものとする。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。

(1) 略

(2) 入札執行中にあつては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける__

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札者は、入札に当たっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、工事費内訳書の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札意思、入札価格又は入札書、工事費内訳書を意図的に開示してはならない。

4 略

(入札の取りやめ等)

第7条 略

(1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(2) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす入札参加者がいないとき。

(3) 入札の辞退等により入札者が1者となったとき。

(4) すべての入札において、入札者が1者もいなくなったとき。

(5) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

2 郵便による入札においては、入札者が1者でもあるときは、入札を行う。

(入札の辞退)

第8条 入札者は、入札書を投かんするまでは、入札を辞退することができるものとする。

2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。

(1) 略

(2) 入札執行中にあつては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。

3～4 略

(無効の入札)

第9条 略

(1) 略

(2) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、代理人の記名押印）を欠く入札書 又は誤字、脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書若しくは入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書により入札した場合

(3) 略

第10条・第11条 略

(同額等の入札参加者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第12条 落札となるべき同額の入札をした者（総合評価方式においては評価値が同じ者）が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。入札参加者は、当該くじへの参加を辞退することができない。

2 略

(再度入札)

第13条 開札の結果、落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度入札を行う前に入札の辞退等により入札参加者が1者となったときは、この限りでない。

3～4 略

(無効の入札)

第9条 略

(1) 略

(2) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、代理人の記名押印）を欠く入札書 (押印を省略する場合を除く。)

(3) 押印を省略する場合において、入札者の本人確認が行えなかった入札書、入札者の記名を欠く入札書又は訂正や文字の挿入を行った入札書

(4) 郵便等による入札で押印を省略する場合において、責任者氏名、担当者氏名若しくは連絡先（電話番号）の記入を欠く入札書又は開札時に入札書に記載した連絡先への電話により責任者若しくは担当者の在籍確認が行えなかった入札書

(5) 誤字、脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書

(6) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書により入札をした場合

(7) 略

第10条・第11条 略

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第12条 落札となるべき同額の入札をした者（総合評価方式においては評価値が同じ者）が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。

2 略

(再度入札)

第13条 開札の結果、落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が1者となったときは、この限りでない。

<p>2・3 略</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する<u>入札参加者</u>は、再度入札に参加することができない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 工事費内訳書提出対象の競争入札であっても再度入札においては、<u>入札参加者</u>は工事費内訳書の提出を要しないものとする。</p> <p>6 <u>建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続対象の競争入札の場合は、再度入札を行わない。</u></p> <p>(更改入札等)</p> <p>第14条 入札不調(第<u>6</u>条第1項第2号、第3号及び第4号の規定により入札が行われなかった場合(以下この条において「入札不成立」という。)及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。)の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことにより同一工事(業務)に係る入札を行う(以下「更改入札」という。)</p> <p>(1) 一般競争入札 入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直した<u>うえで</u>改めて公告し更改入札を行う。</p> <p>(2) 指名競争入札 新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。ただし、第<u>6</u>条第1項第3号及び第<u>12</u>条第1項の規定による入札不成立の場合には、当該入札参加者を再指名することを妨げない。</p> <p>第15条～第18条 略</p> <p>(異議の申立て)</p> <p>第19条 <u>入札参加者</u>は、入札後この心得、設計書、図面、仕様書その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する<u>入札者</u>は、再度入札に参加することができない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 工事費内訳書提出対象の競争入札であっても再度入札においては、<u>入札者</u>は工事費内訳書の提出を要しないものとする。 <u>(削除)</u></p> <p>(更改入札等)</p> <p>第14条 入札不調(第<u>7</u>条第1項第2号、第3号及び第4号の規定により入札が行われなかった場合(以下この条において「入札不成立」という。)及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。)の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことにより同一工事(業務)に係る入札を行う(以下「更改入札」という。)</p> <p>(1) 一般競争入札 入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直した<u>上</u>で改めて公告し更改入札を行う。</p> <p>(2) 指名競争入札 新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。ただし、第<u>7</u>条第1項第3号及び<u>前</u>条第1項の規定による入札不成立の場合には、当該入札参加者を再指名することを妨げない。</p> <p>第15条～第18条 略</p> <p>(異議の申立て)</p> <p>第19条 <u>入札者</u>は、入札後この心得、設計書、図面、仕様書その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p>
---	---